

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	松戸市 IC カード認証印刷システム賃貸借（再リース）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	2,108,568円
工事等の概要	松戸市 IC カード認証印刷システムの賃貸借
随意契約の理由	令和元年9月より全庁複合機の入れ替えに伴い本庁舎を対象に導入している IC カード認証印刷について、出先拠点を含めたシステムの導入及び管理対象の印刷機器がマルチメーカーに対応したシステムを導入し、本市全体でのペーパーレス化の推進による印刷コストの削減や印刷機器の統一したセキュリティ対策実施している。 本調達は、長期継続契約が令和6年8月31日をもって満了となり、令和8年3月31日まで再リースを実施したが、現在の利用状況やリプレイス時の安全性、タイミングを考慮し、再リースを実施するものである。賃貸借にあたり、安定稼働する条件に加え、本市の情報系ネットワーク内で利用することから、高度な行政情報の保護を確保するための業者の信頼性が特に要求され、総合的判断に基づき契約相手を選定する必要がある。 1 松戸市情報系ネットワーク機器構成、機能、セキュリティ対策、運用・保守の範囲を理解していること。

- | | |
|--|--|
| | <p>2 既存ソフトウェアライセンスと併せて、追加ライセンスを適切に管理することができること。</p> <p>3 ソフトウェアの不具合等の障害発生時に、迅速かつ的確に原因の切り分け及び復旧が可能なこと。</p> <p>4 個人情報の保護に関する法律及び松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。</p> <p>5 既に導入済みのシステムを継続利用することにより、新たな構築費用が不要となり、コスト面でメリットが生じること。</p> |
|--|--|

よって、本業務にかかる業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店にあつては、前条件を充たすとともに「松戸市情報系サーバ機器及び関連システム賃貸借」及び「ネットワークシステムサポート及び個別システムサポート業務委託」等の契約事業者であり、本市の情報系システム及びネットワーク構成を熟知している。さらに現在運用している IC カード認証印刷システムの調達事業者であり、現在まで大きな障害も発生せず安定した運用を行っている。

従って、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、現行の契約締結業者である株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店を相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。

また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者のみから見積書を徴するものとする。